

五、企畫院ヨリ外部ニ發スル照會回答等ニシテ事態輕微ナルモノハ其ノ廳限リ處理ス

六、一般ニ文書ノ發送ニ付テハ左記事項留意ノコト

(イ) 内閣總理大臣又ハ内閣書記官長宛發スル公文書ハ宛名人ニ於テ必ズ直接開封スルヲ要スル秘密文書ノ外總テ之ヲ内閣官房總務課宛送付スルコト

(ロ) 發送文書ノ封筒ニハ宛名人ニ於テ必ズ直接開封スルヲ要スル場合ノ外之ニ「親展」ノ表示ヲ爲サザルコト

(ハ) 總テ書類ニハ當該公文書ノ交渉主任者ヲ欄外其ノ他適當ノ所ニ附記スルコト但シ主任者ノ判然セル人事ニ關スル書類又ハ單ニ通報ニ屬スル輕微ナルモノハ之ヲ省略スルモ可ナリ

濟

閣第 三三三 號

起 案 昭和十二年十月二十日

閣議 昭和 年 月 日 施行
決定 昭和 年 月 日 施行
裁可 昭和十二年十月三十日 行

内閣總理大臣 友

内閣書記官長

内閣書記官

外務大臣

陸軍大臣

文部大臣

逓信大臣

内務大臣

海軍大臣

農林大臣

鐵道大臣

大藏大臣

司法大臣

商工大臣

拓務大臣

興 勉 三

五 五 五

五 五 五

五 五 五

一 企畫院官制

一 文官任用令中改正ノ件

一奏任文官特別任用令中改正ノ件
一企畫院調査官ノ特別任用ニ關スル件
一大正二年勅令第二百六十二號任用分限又ハ官等ノ初叙陞叙ノ規定ヲ適用セサル文官ニ關スル件中改正ノ件
右樞密院ノ御諮詢ヲ經テ御下付ニ付同院上奏ノ通裁可ヲ奏請セラレ可然ト認ム

上諭案

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ^{經テ}企畫院官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
御名 御璽

昭和十二年十月二十三日

內閣總理大臣

(樞密院上奏ノ通)

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ文官任用令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ

公布セシム

御名 御璽

昭和十二年十月二十三日

内閣總理大臣

(樞密院上奏ノ通)

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ奏任文官
特別任用令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ
之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十二年十月二十三日

内閣總理大臣

(樞密院上奏ノ通)

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ企畫院
調査官ノ特別任用ニ關スル件ヲ裁
可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十二年十月二十三日

内閣總理大臣

(樞密院上奏、通)

朕樞密顧問、諮詢ヲ經テ大正二年勅令
第二百六十二號任用分限又ハ官等、初叙陞
叙、規定ヲ適用セサル文官ニ關スル件中
改正、件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
御名 御璽

昭和十二年十月二十三日

内閣總理大臣

(樞密院上奏、通)

一 企畫院官制

一 文官任用令中改正ノ件

一 企畫院調査官ノ特別任用ニ關スル件

一 奏任文官特別任用令中改正ノ件

一 大正二年勅令第二百六十二號任用分限

又ハ官等ノ初叙陞叙ノ規定ヲ適用セサ

ル文官ニ關スル件中改正ノ件

臣等右五件諮詢ノ命ヲ恪ミ本月二十日ヲ

以テ審議ヲ盡シ之ヲ可決セリ乃チ謹テ上

奏シ更ニ

聖明ノ採擇ヲ仰ク

昭和十二年十月二十日

樞密院議長男爵臣平沼騏一郎

勅令第六百五號

企畫院官制

第一條 企畫院ハ内閣總理大臣ノ管理

ニ屬シ左ノ事務ヲ掌ル

一 平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充

運用ニ關シ案ヲ起草シ理由ヲ具ヘ
テ內閣總理大臣ニ上申スルコト

二 各省大臣ヨリ閣議ニ提出スル案
件ニシテ平戰時ニ於ケル綜合國力
ノ擴充運用ニ關シ重要ナルモノノ

大綱ヲ審查シ意見ヲ具ヘテ內閣總
理大臣ヲ經テ內閣ニ上申スルコト

三 平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充
運用ニ關スル重要事項ノ豫算ノ統
制ニ關シ意見ヲ具ヘテ內閣總理大

臣ヲ經テ内閣ニ上申スルコト

四 國家總動員計畫ノ設定及遂行ニ

關スル各廳事務ノ調整統一ヲ圖ル

コト

前項ノ事務ヲ行フニ付必要アルトキ

ハ企畫院ハ關係各廳ニ對シ資料ノ提

出又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得

第二條 企畫院ニ左ノ職員ヲ置ク

總裁

親任

次長

一人

勅任

部長

六人

勅任

祕書官

專任一人

奏任

書記官

專任十七人

奏任

調査官

專任十四人

奏任

事務官

專任六人

奏任

理事官

專任二人

奏任

技師

專任四人

奏任

屬

專任五十七人

判任

技手

專任七人

判任

前項ノ職員ノ外内閣總理大臣ノ奏請

ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ內閣
ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ得

第三條 企畫院ニ總裁官房及六部ヲ置
ク

總裁官房及各部ノ事務ノ分掌ハ內閣

總理大臣之ヲ定ム

第四條 企畫院ニ參與ヲ置キ院務ニ參
與セシム

參與ハ內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關
係各廳高等官ノ中ヨリ內閣ニ於テ之

ヲ命ズ

第五條 企畫院ニ特別ノ事項ヲ調査セ
シムル爲委員ヲ置クコトヲ得

委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ學
識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之
ヲ命ズ

委員ハ當該特別ノ事項ニ關スル調査
終了シタルトキハ退任ス

第六條 總裁ハ院務ヲ統理シ所部ノ職
員ヲ指揮監督シ判任官ノ進退ヲ專行

ス

第七條 次長ハ總裁ヲ佐ケ院務ヲ掌理

ス

第八條 部長ハ上官ノ命ヲ承ケ部務ヲ

掌理ス

第九條 秘書官ハ總裁ノ命ヲ承ケ機密

ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條 書記官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務

ヲ掌ル

第十一條 調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調

査審査及立案ヲ掌ル

第十二條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事

務ヲ掌ル

第十三條 理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ庶

務ヲ掌ル

第十四條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術

ヲ掌ル

第十五條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務

ニ従事ス

第十六條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技

術ニ從事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

企畫廳官制及資源局官制ハ之ヲ廢止ス

勅令第六百八號

文官任用令中左ノ通改正ス

第三條ノ二中「企畫廳次長」ヲ「企畫院次長」
「企畫院部長」

ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第六百十一號

企畫院調査官ハ其ノ職務ニ必要ナル學
識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ高等試験委
員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコト
ヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年勅令第百九十七號ハ之ヲ廢

止ス

勅令第百九號

奏任文官特別任用令中左ノ通改正ス

「企畫廳理事官」ヲ「企畫院理事官」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第六百十號

大正二年勅令第二百六十二號中左ノ通

改正ス

第二條中「企畫廳調査官、企畫廳副調査官」

ヲ「企畫院調査官」ニ改ム

企畫院

調査官

副調査官

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

御覽濟内閣へ御下付

内閣總理大臣

法制局長官



官長

内閣書記官



外務大臣

陸軍大臣

文部大臣

逓信大臣

内務大臣

海軍大臣

農林大臣

鐵道大臣

大藏大臣

司法大臣

商工大臣

拓務大臣

三 然 興

五 五 五

五 五 五

五 五 五

企畫院官制制定、件外八件命ニ依リ
起案上申ス依テ別紙、通閣議決定セ
テ可然ト認ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年十月七日

内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣

法制局長官



外務大臣

陸軍大臣

文部大臣

逓信大臣

内務大臣

海軍大臣

農林大臣

鐵道大臣

大藏大臣

司法大臣

商工大臣

拓務大臣

企畫院官制制定、件外八件命ニ依リ
起案上申ス依テ別紙、通閣議決定セ
ラレ可然ト認ム

追テ企畫院官制制定、件ハ親
任式ヲ以テ敘任スル官、新設
、勅令ナリヲ以テ文官任用令
中改正、件奏任文官特別任用
令中改正、件及企畫院調査官
、特別任用ニ關スル件ハ文官
任用ニ關スル勅令ナリヲ以テ
大正二年勅令第二百六十二號
中改正、件ハ文官、任用分限
及高等官官等ニ關スル勅令ナ

ルヲ以テ夫々樞密院ニ御諮詢
相成可然ト認ム

勅令案

別紙、通

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ企畫院官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年 月 日

内閣總理大臣

勅令第 號

企畫院官制

第一條 企畫院ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ左ノ事務ヲ掌ル

一 平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充運用ニ關シ案ヲ起草シ理由ヲ具
ヘテ内閣總理大臣ニ上申スルコト

二 各省大臣ヨリ閣議ニ提出スル案件ニシテ平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充運用ニ關シ重要ナルモノノ大綱ヲ審査シ意見ヲ具ヘテ内閣總理大臣ヲ經テ内閣ニ上申スルコト

三 平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充運用ニ關スル重要事項ノ豫算ノ統制ニ關シ意見ヲ具ヘテ内閣總理大臣ヲ經テ内閣ニ上申スルコト

四 國家總動員計畫ノ設定及遂行ニ關スル各總事務ノ調整統一ヲ圖ルコト

前項ノ事務ヲ行フニ付必要アルトキハ企畫院ハ關係各總ニ對シ資料ノ提出又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得

第二條 企畫院ニ左ノ職員ヲ置ク

(日本標準規格B4判) (木村納)

總裁	親任
次長	一人 勅任
部長	六人 勅任
祕書官	專任一人 奏任
書記官	專任十七人 奏任
調査官	專任十四人 奏任
事務官	專任六人 奏任
理事官	專任二人 奏任
技師	專任四人 奏任
屬	專任五十七人 判任

内閣

技手

專任七人

判任

前項ノ職員ノ外内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ得

第三條 企畫院ニ總裁官房及六部ヲ置ク

總裁官房及各部ノ事務ノ分掌ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

第四條 企畫院ニ參與ヲ置キ院務ニ參與セシム

參與ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第五條 企畫院ニ特別ノ事項ヲ調査セシムル爲委員ヲ置クコトヲ得

委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於

(日本標準規格別列) (木村納)

テ之ヲ命ズ

委員ハ當該特別ノ事項ニ關スル調査終了シタルトキハ退任ス

第六條 總裁ハ院務ヲ統理シ所部ノ職員ヲ指揮監督シ判任官ノ進退ヲ

專行ス

第七條 次長ハ總裁ヲ佐ケ院務ヲ掌理ス

第八條 部長ハ上官ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第九條 祕書官ハ總裁ノ命ヲ承ケ機密ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條 書記官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十一條 調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査、審査及立案ヲ掌ル

第十二條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

内

關

第十三條 理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌ル

第十四條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十五條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十六條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

企畫廳官制及資源局官制ハ之ヲ廢止ス

(日本標準規格別列) (本付納)

理 由

平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充運用ヲ圖ル爲資源局及企畫廳ヲ合併シ
テ企畫院ヲ設置スルノ要アルニ依ル

朕企畫院ニ臨時職員増置ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

昭和十二年十月二十三日

内閣總理大臣

勅令第六百六號

企畫院ニ臨時左ノ職員ヲ増置ス

書記官 專任一人

調査官 專任十六人 内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

事務官 專任二人

技師

専任九人

屬

専任十三人

技手

専任十九人

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和七年勅令第九十三號ハ之ヲ廢止ス

理由

企畫院設置ニ伴ヒ同院ニ臨時職員増置ノ要アルニ依ル

朕高等官官等俸給令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

昭和十二年十月二十三日

内閣總理大臣

勅令第六百七號

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第七條中「行政裁判所長官」ノ次ニ左ノ如ク加フ

企畫院總裁

年俸 六千五百圓

第八條中「企畫廳次長」ヲ「企畫院次長」ニ、「企畫廳調査官」ヲ「

内
閣

企畫廳調查官	企畫廳書記官	企畫院總裁祕書官
企畫廳書記官	企畫院調查官	企畫院書記官
資源局事務官	資源局統計官	企畫院事務官

二 改ム

「企畫廳副調查官」
「企畫廳理事官」
「企畫院理事官」ニ改ム

(日本標準規格B4判) (木村納)

[illegible]

四

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由

企畫院設備ニ伴ヒ改正ノ要アルニ依ル

(日本標準規格B4判) (木村納)

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ文官任用令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布
セシム

御名 御璽

年 月 日

内閣總理大臣

勅令第 號

文官任用令中左ノ通改正ス

第三條ノ二中「企畫廳次長」ヲ「企畫院次長」ニ改ム
企畫院部長

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由

企畫院設置ニ伴ヒ改正ノ要アルニ依ル

(日本標準規格B4判) (木村納)

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ奏任文官特別任用令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ
之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

年 月 日

内閣總理大臣

勅令第 號

奏任文官特別任用令中左ノ通改正ス

「企畫廳理事官」ヲ「企畫院理事官」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由

企畫院設置ニ伴ヒ改正ノ要アルニ依ル

(日本標準規格B4判) (木村納)

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ企畫院調査官ノ特別任用ニ關スル件ヲ裁可シ
茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

年 月 日

内閣總理大臣

勅令第 號

企畫院調査官ハ其ノ職務ニ必要ナル學識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ高等
試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十二年勅令第百九十七號ハ之ヲ廢止ス

(日本標準規格B4判) (木村納)

理由

企畫院設置ニ伴ヒ制定ノ要アルニ依ル

内

閣

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ大正二年勅令第二百六十二號任用分限又ハ官
等ノ初敘陞敘ノ規定ヲ適用セサル文官ニ關スル件中改正ノ件ヲ裁可シ
茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

年 月 日

内閣總理大臣

勅令第 號

大正二年勅令第二百六十二號中左ノ通改正ス

第二條中「企畫廳調査官、企畫廳副調査官」ヲ「企畫院調査官」ニ改

ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(日本標準規格B4判) (木村納)

理由

企畫院設置ニ伴ヒ改正ノ要アルニ依ル

朕現役ニ在ル陸海軍武官ニシテ企畫院ノ部長又ハ調査官ニ專任セラレタル者ノ分限等ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十二年十月二十三日

内閣總理大臣
陸軍大臣
海軍大臣

勅令第六百十二號

現役ニ在ル陸海軍武官ニシテ企畫院ノ部長又ハ調査官ニ專任セラレタル者ハ現役トス

前項ニ規定スル者ハ陸海軍ニ於テ之ヲ定員外ト爲シ陸海軍ノ在職者ニ
關スル規定ヲ適用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年勅令第百九十八號ハ之ヲ廢止ス

(日本標準規格B4判) (木村納)

理 由

企畫院設置ニ伴ヒ制定ノ要アルニ依ル

朕企畫審議會官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

昭和十三年二月十八日

内閣總理大臣

勅令第 八十五號

企畫審議會官制

第一條 企畫審議會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮詢ニ應ジテ平
戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充運用ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス
企畫審議會ハ前項ノ事項ニ付内閣總理大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條 企畫審議會ハ總裁一人、副總裁一人及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 總裁ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

副總裁ハ企畫院總裁ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 總裁ハ會務ヲ總理ス

副總裁ハ總裁ヲ輔佐シ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第五條 企畫審議會ニ幹事長及幹事ヲ置ク

幹事長ハ企畫院次長ヲ以テ之ニ充ツ總裁及副總裁ノ指揮ヲ承ケ庶務

(日本標準規格別刊) (木村納)

ヲ掌理ス

幹事ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 企畫審議會ニ書記ヲ置ク内閣ニ於テ之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

資源審議會官制及中央經濟會議官制ハ之ヲ廢止ス

理由

企畫院設置ニ伴ヒ制定ノ要アルニ依ル

(日本標準規格B4判) (木村納)

内閣

閣

内閣

(日本標準規格B4判) (木村納)

参照

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ企畫廳
官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシ
ム

御名 御璽

昭和十二年五月十三日

内閣總理大臣 林 銑十郎

勅令第九十二號

企畫廳官制

第一條 企畫廳ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬
シ左ノ事務ヲ掌ル

一 内閣總理大臣ノ命ニ依リ重要政策及
其ノ統合調整ニ關シ案ヲ起草シ理由ヲ
具ヘテ上申スルコト

二 各省大臣ヨリ閣議ニ提出スル重要政
策案ヲ審査シ意見ヲ具ヘテ内閣ニ上申
スルコト

三 重要政策及其ノ統合調整ニ關シ調査
スルコト
四 重要政策ニ關スル豫算ノ統制ニ關シ

意見ヲ具ヘテ内閣ニ上申スルコト
前項ノ事務ヲ行フニ付必要アルトキハ企
畫廳ハ關係各廳ニ對シ資料ノ提出又ハ説
明ヲ求ムルコトヲ得

第二條 企畫廳ニ左ノ職員ヲ置ク

總裁

次長 一人 勅任

秘書官 一人 奏任

調査官 專任二十人 奏任 内五人ヲ勅任
書記官 專任一人 奏任

副調査官 專任十五人 奏任

理事官 專任二人 奏任

屬 專任四十人 判任

總裁ハ各省大臣ノ中ヨリ之ヲ勅命ス
秘書官ハ企畫廳高等官ノ中ヨリ之ヲ兼ネ
シム

第三條 前條ノ調査官ノ外内閣總理大臣ノ
奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣

ニ於テ調査官ヲ命ズルコトヲ得
第四條 企畫廳ニ常任參與ヲ置キ常時職務
ニ參與セシム

常任參與ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ各
廳勅任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第五條 企畫廳ニ參與ヲ置キ職務ニ參與セ
シム

參與ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ學識經

事ス
附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
内閣調査局官制ハ之ヲ廢止ス

驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
參與ハ勅任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有ス
ル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇トス
參與ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由ア
ル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルヲ妨
ゲズ
第六條 企画廳ニ特別ノ事項ヲ調査セシム
ル爲委員ヲ置クコトヲ得
委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ學識經
驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
委員ハ當該特別ノ事項ニ關スル調査終了
シタルトキハ退任ス
第七條 總裁ハ廳務ヲ統理シ所部ノ職員ヲ
指揮監督シ判任官ノ進退ヲ專行ス
第八條 次長ハ總裁ヲ佐ケ廳務ヲ掌理ス
第九條 秘書官ハ總裁ノ命ヲ承ケ機密ニ關
スル事務ヲ掌ル
第十條 調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査、審
査及立案ヲ掌ル
第十一條 書記官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ
掌ル
第十二條 副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査
官ヲ助ケテ調査、審査及立案ヲ分掌ス
第十三條 理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ
掌ル
第十四條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從

日本標準規格四(十一行全)(富井納)

參照

●資源局官制

昭和二年五月二十七日
勅令第三百三十九號

朕資源局官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總理大
臣副署)

資源局官制

第一條 資源局ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ左ニ掲ケル事務ヲ掌ル

一 人的及物的資源ノ統制運用計畫ニ關スル事項ノ統轄ノ事務

二 前號ノ計畫ノ設定及遂行ニ必要ナル調査及施設ニ關スル事項ノ統轄
ノ事務

三 前二號ノ統轄ノ爲ニ必要ナル事項ノ執行ノ事務

第二條 資源局ニ左ノ職員ヲ置ク

長官

勅任

事務官

專任一人

奏任内一人ヲ勅任ト

統計官

專任一人

奏任

技師

專任四人

奏任

屬

專任十人

判任

統計官補

專任二人

判任

技手

專任七人

判任

前項ノ事務官ノ外事務官二人ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ陸軍佐尉

官即補當又ハ海軍佐尉官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ニ補ス

前二項ノ職員ノ外内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内

閣ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ得

第三條 資源局ニ局務ニ參與セシムル爲參與ヲ置ク

參與ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之

内閣

ヲ命ズ

第四條 長官ハ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ統理シ所部ノ職員ヲ指揮監督シ列任官以下ノ進退ヲ專行ス

第五條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ局務ヲ分掌ス

第六條 統計官ハ上官ノ命ヲ承ケ統計ヲ掌ル

第七條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第八條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第九條 統計官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ統計ニ從事ス

第十條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第十一條 現役ノ陸軍佐尉官及ハ海軍佐尉官ニシテ第二條第二項ノ規定ニ依リ事務官ニ補セラレタル者ハ陸軍又ハ海軍ノ定員外トシ在職ノ規定ニ依リ規定ヲ適用ス

第十二條 第二項ノ規定ニ依リ事務官ニ補セラレタル者ノ俸給其ノ他ノ諸給與ハ資源局費ヨリ之ヲ支辨ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和四年勅令第八十五號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ資源局書記官ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ同官等俸給ヲ以テ資源局事務官ニ任セラレタルモノトス

日本標準規格出刊十一行全(富井納)

参照

●昭和七年勅令第九十三號(資源局ニ臨時職員増置ノ件)

昭和七年六月二十九日
勅令第九十三號

改正 昭和九年第一五四號

資源局ニ臨時職員増置ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總理大臣副署)

第一條 資源局ニ臨時左ノ職員ヲ増置ス

事務官 專任三人

技師 專任六人

技師 專任九人

技手 專任十三人

前項ノ事務官ノ外臨時事務官三人ヲ増置ス内一人ハ陸軍少將同相當官又ハ海軍各科少將ノ中ヨリ、内二人ハ陸軍佐尉官同相當官又ハ海軍佐尉官ノ中ヨリ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ニ補ス

資源局官制第十一條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ事務官ニ補セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第二條 前條ノ職員ノ外專門ノ事項ヲ調査審議セシムル爲臨時資源局ニ專門委員若干人ヲ置クコトヲ得

專門委員ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣總理大臣之ヲ命ズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内閣

日本標準規格B4判(十一行全)(富井納)

参照

第七條 親任式ヲ以テ敘任スル文官ノ俸給ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外左ノ如シ
高等官官等俸給令明治四十三年三月(總理大臣副署)

内閣總理大臣

年俸 九千六百圓

各省大臣

年俸 六千八百圓

朝鮮總督

年俸 六千六百圓

樞密院議長

年俸 六千六百圓

特命全權大使

年俸 六千六百圓

判事

年俸 六千六百圓

臺灣總督

年俸 六千六百圓

會計検査院長

年俸 六千六百圓

行政裁判所長官

年俸 六千六百圓

對滿事務局長

年俸 六千六百圓

樞密院副議長

年俸 六千六百圓

朝鮮總督府政務總監

年俸 六千六百圓

第八條 新任文官ノ俸給ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外左ノ如シ

(略)

法制局長官

企畫廳次長

各省政務次官

年俸 五千八百圓

内閣

資源局長官
對滿事務局次長
(略)

年俸 一級 五千八百圓
二級 五千圓

(略)
法制局參事官
企畫廳調查官
內閣情報部長
(略)

年俸 四千六百五十圓

資源局事務官
外務事務官
(略)

年俸 一級 四千六百五十圓
二級 四千二百圓

第十四條 別表第二表第一號ニ依ル諸官左ノ如シ

(略)

法制局參事官
賞勳局書記官
企畫廳調查官
企畫廳書記官
資源局事務官
資源局統計官
對滿事務局事務官
(略)

第十五條 別表第二表第二號ニ依ル諸官左ノ如シ

(略)

法制局理事官
企畫廳副調查官
企畫廳理事官
樞密院理事官
(略)

參照

○高等官官等俸給令

明治三十四年
勅令第百五十四號
(總務大臣訓令)

(第一表)

文武高等官官等表

職名	内 務 省	外 務 省	海 軍 省	陸 軍 省	文 部 省	法 務 省	大 藏 省	農 林 省	工 業 省	商 務 省	資 源 省	關 稅 局	開 港 局	附 屬 官	勅 任	任 命	奏 任	任 命
現任																		
一等																		
二等																		
三等																		
四等																		
五等																		
六等																		
七等																		
八等																		
九等																		

日本標準規格B4列(十一行全)(富井納)

資源局
事務官

(後略)

参照

●文官任用令

大正二年八月十一日
勅令第二百六十一號

改正
大正七年第一〇號、九年第一五九號、第三五五號、一〇年第一一六號、一年第一八號、第四七三號、二年第二四二七號、三年第二一八號、第四〇二號、五年第一

一六七號

昭和五年四月七號 十一年五月八號 第二三三號

朕稱密顧問ノ諮詢ヲ經テ文官任用令改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
(總理大臣)

（總代理）
（大署副臣）

文官任用令

第一條 文官ノ任用ハ親任式ヲ以テ任スル官及特別ノ規程ヲ設クルモノヲ

第二條 勳任文官ハ第五條第一項ノ資格ヲ有シ一年以上勳任文官ノ職ニ在

リタル者又ハ奏任文官トシテ二年以上高層官三個人職ニ在リタル者之ヲ任用ス

第三條 第五條第一項ノ資格ヲ有セス二年以上勅任支官ノ職ニ在リタル者又ハ奏任支官トシテ二年以上高等官三等ノ職ニ在リタル者ハ高等試験係

員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ勅任文官ニ任用スルコトヲ得

第三條ノ二 左ニ掲ケル事務を交官ノ前ニ修メテ合格シタル者ハ其ノ職務ニ必要ナル學識、技能及經驗ヲ有スル者ヨリ高等試験委員ノ

銚街ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得
全蘇聯次長

海外駐劄財務官

專賣局長官
內閣印刷局長

造幣局長

專賣局部長
千住製絨所長

臺灣總督府專賣局長

日本標準規格B4列(十一行全)(富井納)

参照

奏任文官特別任用令

大正九年五月
勅令第百六十九號

朕親密顧問ノ諮詢ヲ經テ奏任文官特別任用令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

(總理大臣副署)

奏任文官特別任用令

左ニ掲グル奏任文官ハ五年以上判任以上ノ官ニ在職シテ行政事務ニ從事シ判任官五級俸以上ノ俸給ヲ受ケタル者ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得

- 内閣理事官
- 内閣書記官
- 内閣印刷局理事官
- 法制局理事官
- 企画院理事官
- 農務院理事官
- 外務院理事官

(略)

日本標準規格B4判(十一行全)(富井清)

参照

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ企畫廳調査官及企畫廳副調査官ノ特別任用ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十二年五月十三日

内閣總理大臣 林 銑十郎

勅令第九十七號（官報 五月十四日）

企畫廳調査官及企畫廳副調査官ハ其ノ職務ニ必要ナル學識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十年勅令第二百二十二號ハ之ヲ廢止ス

日本標準規格B4判（十一行全）（富井納）

参照

●大正二年勅令第二百六十二號
(任用分限又ハ官等ノ初級陞叙
ノ規定ヲ適用セサル文官ニ關ス
ル件)

大正二年八月一日
勅令第二百六十二號

朕親密顧問ノ諮詢ヲ經テ任用分限又ハ官等ノ初級陞叙ノ規定ヲ適用セサル
文官ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
(總理大臣署名)

第一條 左ニ掲グル諸官ニハ文官任用令、文官分限令並高等官官等條給令
第四條及第五條ノ規定ヲ適用セス

内閣書記官長

法制局長官

各省政務次官

各省參與官

秘書官

第二條 學校長、教官、技術官其ノ他特別ノ學術技術ヲ要スル文官、文官
任用令第三條ノ二ニ掲グル勅任文官、企業廳勅任文官、企業廳
勅任領事官並大正十四年勅令第二百二號ニ依リ任用セラレル外交官及領事
官ニハ高等官官等條給令第四條ノ規定ヲ適用セス

勅任領事官

勅任外交官及

勅任領事官

勅任外交官及

附則

本令ハ公布ノ日より之ヲ施行ス

明治三十三年勅令第二百六十二號、明治四十三年勅令第二百八十八號及同年
勅令第二百八十九號ハ之ヲ廢止ス

参照

朕現役ニ在ル陸海軍武官ニシテ企畫廳ノ調査官又ハ副調査官ニ専任セラレタル者ノ分限等ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十二年五月十三日

内閣總理大臣 林 銑十郎
海軍大臣 米内 光政
陸軍大臣 杉山 元

勅令第百九十八號（官報 五月十四日）

現役ニ在ル陸海軍武官ニシテ企畫廳ノ調査官又ハ副調査官ニ専任セラレタル者ハ現役トス

前項ニ規定スル者ハ陸海軍ニ於テ之ヲ定員外ト爲シ陸海軍ノ在職者ニ關スル規定ヲ適用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

參照

●資源審議會官制

昭和二年七月十九日
勅令第二百三十三號

朕資源審議會官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
(總理大臣副署)

資源審議會官制

第一條 資源審議會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮詢ニ應ジテ人的及物的資源ノ統制運用計畫並ニ其ノ設定及遂行ニ必要ナル調査及施設ニ關スル重要ノ事項ヲ調査審議ス

資源審議會ハ前項ノ事項ニ付内閣總理大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條 資源審議會ハ總裁一人、副總裁二人及委員三十五人以內ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 總裁ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

副總裁ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ勅命ス

委員及臨時委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第四條 總裁ハ會務ヲ總理ス

副總裁ハ總裁ヲ輔佐シ總裁事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル副總裁其ノ職務ヲ代理ス

第五條 資源審議會ニ幹事長及幹事ヲ置ク

幹事長ハ資源局長官ヲ以テ之ニ充ツ、總裁及副總裁ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

幹事ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ、上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス
第六條 資源審議會ニ書記ヲ置ク、内閣ニ於テ之ヲ命ズ
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

日本標準規格B4判(十一行全)(富井納)

參照

朕中央經濟會議官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布
セシム

御名 御璽

昭和十二年六月三十日

內閣總理大臣 公爵 近衛 文麿

勅令第二百九十五號(官報 七月一日)

中央經濟會議官制

第一條 中央經濟會議ハ內閣總理大臣ノ監
督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ左ノ事項ヲ調
査審議ス

一 内外地間ノ綜合的經濟政策

二 前號ノ政策ニ基ク實施基本案

中央經濟會議ハ前項各號ノ事項ニ關シ內
閣總理大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條 中央經濟會議ハ議長一人、副議長
一人及議員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

前項ノ議員ノ外必要アルトキハ臨時議員
ヲ置クコトヲ得

第三條 議長ハ內閣總理大臣ヲ以テ之ニ充
ツ

副議長ハ企畫廳總裁ヲ以テ之ニ充ツ

議員ハ內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ學識經
驗アル者ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ズ
臨時議員ハ內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關
係各廳勅任官ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命
ズ

第四條 議長ハ會務ヲ總理ス
副議長ハ議長ヲ輔佐シ議長事故アルトキ
ハ其ノ職務ヲ代理ス

第五條 中央經濟會議ニ幹事長及幹事ヲ置
ク

幹事長ハ企畫廳次長ヲ以テ之ニ充ツ議長
及副議長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

幹事ハ內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各
廳勅任官ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ズ上
司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

企畫廳常任參與ハ幹事タルノ地位ヲ有ス

第六條 中央經濟會議ニ書記ヲ置ク

書記ハ內閣ニ於テ之ヲ命ズ上司ノ指揮ヲ
承ケ庶務ニ從事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

日本標準規格四則(十一行全)(富井納)

参照

昭和十二年度大藏省所管豫算各目明細書

歳出 經常部

第二款 内閣

第一項 俸給

第一目 勅任俸給

第六節 資源局長官

第十三節 事務官

資源局事務官一人ノ俸給年俸四千六百五十圓

第二目 奏任俸給

第五節 事務官

資源局事務官九人ノ内減少見込人員一人差引八人及増加見込人員一人計九人ノ内八人ノ俸給
内七人ハ一人平均年俸三千百二十圓一人ハ年俸二千八百八十圓

第六節 統計官

專任資源局統計官一人ノ俸給年俸二千六百四十圓

五八〇圓
四六五〇圓

二四七二〇圓

二、六四〇圓

日本標準規格四列(十一行全)(富井納)

第八節 技師

一、五二〇

專任資源局技師四人ノ俸給一人平均年俸二千八百八十圓

第三目 判任俸給

第一節 屬

一四七五

十五人ノ俸給一人平均年額九百八十五圓

第三節 統計官補

一九七〇

專任定員二人ノ俸給一人平均年額九百八十五圓

第四節 技手

六八九五

專任定員七人ノ俸給一人平均年額九百八十五圓

昭和十二年度大藏省所管豫算各目明細書

歲出臨時部

第十五款 資源統制運用計畫應急諸費

第一項 資源統制運用計畫應急諸費

第一目 勅任俸給

第一節 事務官

四六五〇圓

資源局事務官六人ノ内一人ノ俸給

第二目 委任俸給

第一節 事務官

一四八八〇圓

資源局事務官六人ノ内五人ノ俸給内二人ハ一人平均年俸參千百貳拾圓三人ハ同貳千八百八拾圓

第二節 技 師

一七二八〇 圓

專任定員六人ノ俸給一人平均年俸貳千八百八拾圓

第三目 判任俸給

第一節 屬

八八六五 圓

專任定員九人ノ俸給一人平均年額九百八拾五圓

第二節 技 手

一二、八〇五 圓

專任定員十三人ノ俸給一人平均年額九百八拾五圓

參照

昭和十二年度大藏省所管追加豫算各目明細書（第七十二議會提出ノモノ）

歲出臨時部

第十五款 資源統制運用計畫應急諸費

第一項 資源統制運用計畫應急諸費

第一目 勅任俸給

第一節 事務官

五四一六圓

資源局事務官十人ノ内二人ノ俸給一人平均年俸五千圓ノ六箇月半分

第二目 奏任俸給

第一節 事務官

一三五二〇圓

資源局事務官十人ノ内八人ノ俸給一人平均年俸參千百貳拾圓ノ六箇月半分

第二節 技 師

四六八〇圓

三人ノ俸給一人平均年俸貳千八百八拾圓ノ六箇月半分

第三目 判任俸給

第一節 屬

五八六九圓

十一人ノ俸給一人平均年額九百八拾五圓ノ六箇月半分

第二節 技 手

三二〇一圓

六人ノ俸給一人平均年額九百八拾五圓ノ六箇月半分

參 照

昭和十二年度大藏省所管追加豫算各目明細書（第七十二議會提出ノモノ）

歲 出 經 常 部

第十六款 企 畫 廳

第 一 項 俸 給

第一目 勅任俸給

第三節 總 裁

三五七五 圓

年俸六千六百圓ノ六箇月半分

参 照

昭和十二年度大藏省所管追加豫算各目明細書（第七十一議會提出ノモノ）

歳 出 經 常 部

第十六款 企 畫 廳

第一項 俸 給

第一目 勅任俸給

第一節 次 長

三、三八三 圓

年俸五千八百圓ノ七箇月分

第二節 調 査 官

一、三五六二 圓

專任定員二十人ノ内五人ノ俸給一人平均年俸四千六百五拾圓ノ七箇月分

第二目 奏任俸給

第一節 調査官

二七三〇〇圓

專任定員二十人ノ内十五人ノ俸給一人平均年俸參千百貳拾圓ノ七箇月分

一八二〇圓

第二節 書記官

專任定員一人ノ俸給年俸參千百貳拾圓ノ七箇月分

二一七〇〇圓

第三節 副調査官

專任定員十五人ノ俸給一人平均年俸貳千四百八拾圓ノ七箇月分

二六六〇圓

第四節 理事官

專任定員二人ノ俸給一人平均年俸貳千貳百八拾圓ノ七箇月分

第三目 判任俸給

第一節 關

專任定員四十人ノ俸給一人平均年額九百八拾五圓ノ七箇月分

二、二、九、八、三 圓

一 企畫院官制

一 文官任用令中改正ノ件

一 企畫院調査官ノ特別任用ニ關スル件

一 奏任文官特別任用令中改正ノ件

一 大正二年勅令第二百六十二號任用分限又ハ官等ノ初叙陞叙ノ規定ヲ適用セサル文官ニ關スル件中改正ノ件

右別紙ノ通本院ニ於テ決議上奏候條此段及通牒候也

昭和十二年十月二十日

樞密院議長男爵平沼騏一郎

内閣總理大臣公爵近衛文麿殿

一企畫院官制

一文官任用令中改正ノ件

一企畫院調査官ノ特別任用ニ關スル件

一奏任文官特別任用令中改正ノ件

一大正二年勅令第二百六十二號任用分限又ハ官
等ノ初叙陞叙ノ規定ヲ適用セサル文官ニ關スル
件中改正ノ件

臣等右五件諮詢ノ命ヲ恪ミ本月二十日ヲ以テ
審議ヲ盡シ之ヲ可決セリ乃チ謹テ上奏シ更ニ

聖明ノ採擇ヲ仰ク

昭和十二年十月二十日

樞密院議長男爵_臣平沼騏一郎

勅令第

號

企畫院官制

第一條 企畫院ハ内閣總理大臣ノ管理

ニ屬シ左ノ事務ヲ掌ル

一 平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充
運用ニ關シ案ヲ起草シ理由ヲ具ヘ
テ内閣總理大臣ニ上申スルコト

二 各省大臣ヨリ閣議ニ提出スル案件ニシテ平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充運用ニ關シ重要ナルモノノ大綱ヲ審査シ意見ヲ具ヘテ內閣總理大臣ヲ經テ內閣ニ上申スルコト

三 平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充運用ニ關スル重要事項ノ豫算ノ統

制ニ關シ意見ヲ具ヘテ內閣總理大臣ヲ經テ內閣ニ上申スルコト

四 國家總動員計畫ノ設定及遂行ニ關スル各廳事務ノ調整統一ヲ圖ルコト

前項ノ事務ヲ行フニ付必要アルトキハ企畫院ハ關係各廳ニ對シ資料ノ提

出又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得

第二條 企畫院ニ左ノ職員ヲ置ク

總裁

親任

次長

一人

勅任

部長

六人

勅任

秘書官

專任一人

奏任

書記官

專任十七人

奏任

調査官

專任十四人

奏任

事務官

專任六人

奏任

理事官

專任二人

奏任

技師

專任四人

奏任

屬

專任五十七人

判任

技手

專任七人

判任

前項ノ職員ノ外内閣總理大臣ノ奏請

ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ內閣
ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ得

第三條 企畫院ニ總裁官房及六部ヲ置
ク

總裁官房及各部ノ事務ノ分掌ハ內閣
總理大臣之ヲ定ム

第四條 企畫院ニ參與ヲ置キ院務ニ參
與セシム

參與ハ內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關
係各廳高等官ノ中ヨリ內閣ニ於テ之
ヲ命ズ

第五條 企畫院ニ特別ノ事項ヲ調査セ
シムル爲委員ヲ置クコトヲ得

委員ハ內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ學

識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

委員ハ當該特別ノ事項ニ關スル調査終了シタルトキハ退任ス

第六條 總裁ハ院務ヲ統理シ所部ノ職員ヲ指揮監督シ判任官ノ進退ヲ專行ス

第七條 次長ハ總裁ヲ佐ケ院務ヲ掌理ス

第八條 部長ハ上官ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第九條 祕書官ハ總裁ノ命ヲ承ケ機密ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條 書記官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務

ヲ掌ル

第十一條 調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査、審査及立案ヲ掌ル

第十二條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十三條 理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌ル

第十四條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十五條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十六條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
企畫廳官制及資源局官制ハ之ヲ廢止ス

勅令第

號

文官任用令中左ノ通改正ス

第三條ノ二中「企畫廳次長」ヲ「企畫院次長
企畫院部長」

ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第

號

企畫院調査官ハ其ノ職務ニ必要ナル學
識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ高等試験委
員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコト
ヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年勅令第百九十七號ハ之ヲ廢止ス

勅令第 號

奏任文官特別任用令中左ノ通改正ス

「企畫廳理事官」ヲ「企畫院理事官」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第

號

大正二年勅令第二百六十二號中左ノ通
改正ス

第二條中「企畫廳調査官、企畫廳副調査官」
ヲ「企畫院調査官」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

企畫院官制外四件審査報告

今回御諮詢ノ企畫院官制文官任用令中改正ノ件、企畫院調査官ノ特別任用ニ關スル件、奏任文官特別任用令中改正ノ件及大正二年勅令第二百六十二號任用分限又ハ官等ノ初叙陞叙ノ規定ヲ適用セサル文官ニ關スル件中改正ノ件ニ付本官等審査委員ヲ命ゼラレ本月十三日委員會ヲ開キテ國務大臣及關係諸官ノ辯明ヲ聽キ以テ之ガ査覈ヲ遂ゲタリ

國務大臣ノ説明ニ依レバ本年五月從前ノ内閣

調査局ニ代ヘテ内閣部内ニ設置セラレタル企
畫廳ハ重要政策及其ノ統合調整ニ關スル調査
ヲ爲スヲ以テ其ノ權限トシ又從前ノ内閣所管
ノ資源局ハ資源ノ統制運用計畫ニ關スル統轄
ノ事務ヲ掌理スルヲ以テ其ノ權限トス此ノ兩
廳ノ權限ハ素ヨリ其ノ主眼トスル所ニ於テ相
異ナルモノナキニアラザルモ各種資源ノ運用
計畫ハ各種重要政策ヲ決定スルノ素地タルベ
キコト尠カラズ從テ兩者が同一ノ調査ノ結果
ヲ以テ其ノ基礎ト爲スベキコト多キヲ以テ右

兩廳ノ所掌ハ廣範圍ニ互リテ相牽聯シ相重複
スルモノアリ殊ニ今次ノ事變ニ際シテハ之ガ
對策ヲ中心トシテ諸般ノ施設ヲ安排セザルベ
カラザルガ故ニ其ノ間ノ關係一層密接ナルモ
ノアリ今此ノ兩廳ヲ合併セバ其ノ事務ノ牽聯
スル所ニ從ヒテ重複ヲ避ケ以テ適切ニ之ヲ處
理スルコトヲ得ベキノミナラズ平時タルト戰
時タルトニ依リ事務ノ緩急ニ應ジテ同一ノ職
員ヲ彼此轉換シ以テ能ク其ノ效果ヲ擧グルコ
トヲ得ベシ乃チ内閣ニ於テハ景観ニ企畫廳ノ設

置セラレタルヨリ未ダ幾クナラザルモ爾後ノ
事態ノ變更ニ應ジ茲ニ從前ノ企畫廳及資源局
ヲ廢止シテ新ニ企畫院ヲ設置スルノ案ヲ立テ
其ノ官制竝ニ之ニ關聯スル任用及官等ニ關ス
ル特則ノ勅令合計五件ノ制定ヲ奏請シタルモ
ノナリ

今本案五件ノ要旨ヲ開陳スルハ左ノ如シ

第一 企畫院官制

(一) 企畫院ハ內閣總理大臣ノ管理ニ屬シ平戰
時ニ於ケル綜合國力ノ擴充運用ニ關シ案ヲ

起草シ理由ヲ具ヘテ內閣總理大臣ニ上申ス
ルコト、各省大臣ヨリ閣議ニ提出シタル案件
ニシテ平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充運用
ニ關シ重要ナルモノノ大綱ヲ審查シ意見ヲ
具ヘテ內閣總理大臣ヲ經テ內閣ニ上申スル
コト、平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充運用ニ
關スル重要事項ノ豫算ノ統制ニ關シ意見ヲ
具ヘテ內閣總理大臣ヲ經テ內閣ニ上申スル
コト竝ニ國家總動員計畫ノ設定及遂行ニ關
スル各廳事務ノ調整統一ヲ圖ルコトヲ以テ

其ノ權限トシ此ノ事務ヲ行フ爲メ必要ニ應
ジ關係各廳ニ對シテ資料ノ提出又ハ説明ヲ
求ムルコトヲ得ルモノトシ(第二)同院ニ常
務職員トシテ親任ノ總裁、勅任ノ次長一人及
部長六人、奏任ノ秘書官專任一人、書記官專任
十七人、調査官專任十四人、事務官專任六人、理
事官專任二人及技師專任四人竝ニ判任ノ屬
及技手各專任若干人ヲ置キ別ニ內閣總理大
臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ內
閣ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ得シメ(第三)

同院ニ總裁官房及六部ヲ置キ其ノ事務ノ分
掌ハ內閣總理大臣之ヲ定ムルモノトシ(第三)
此ノ外院務ニ參與セシムル爲メ參與ヲ置キ
內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官
ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ジ(第四)又特別ノ
事項ヲ調査セシムル爲メ委員ヲ置クコトヲ
得シメ內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗
アル者ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ズルモノ
トシ(第五)(三)總裁以下ノ常務職員ノ職務ヲ揭
ゲ(第十六條乃至)(四)企畫廳官制及資源局官制ハ

之ヲ廢止スル旨ヲ定ム(附則第二項)

本案ノ企畫院ヲ從前ノ企畫廳及資源局ノ合體ニ比較スルニ其ノ權限ハ措辭ニ於テハ相同ジカラザルモ實質ニ於テハ大差ナク其ノ職員ニ於テハ企畫廳總裁ハ各省大臣中ヨリ勅命セララルモノナリシモ企畫院總裁ハ專任ノ親任官トスルノ外彼此殆ド相異ナル所ナシ總裁ノ地位ニ關スル此ノ變更ハ當局ノ説明ニ依レバ從來ノ經驗ニ徴シ本來ノ事務ニ繁化ナル各省大臣ヲシテ總裁ヲ兼ネシム

ルニ於テハ事務ノ成績ヲ舉グルコト甚ダ困難ナルノミナラズ企畫院ノ意見ハ閣議ノ資料トシテ提出セラルルヲ以テ足ルガ故ニ其ノ總裁ハ國務大臣トシテ閣議ニ參加スル者タルコトヲ必要トセザルニ由ル而シテ内閣ニ於テハ企畫院總裁ヲ特旨ニ依リ國務大臣トシテ内閣員ニ列セシメラルルモノタテシムルノ意圖ヲ有セザル旨ヲ言明シタリ

第二 文官任用令中改正ノ件

第三 企畫院調査官ノ特別任用ニ關スル件

前記ノ企畫院ノ次長、部長及調査官ハ其ノ地位及職任ニ鑑ミ廣ク適材ヲ求ムルノ必要アリ其ノ任用ヲ普通任用ノ資格アル者ニミ限定スベカラズシテ之ニ對シ特別任用ノ途ヲ開クノ要アルコト從前ノ企畫廳ノ次長、調査官及副調査官ニ於ケルト同様ナルガ故ニ本條第二ノ件ヲ以テ文官任用令第三條ノニニ改正ヲ加ヘ第三ノ件ヲ以テ別個ノ規程ヲ設ケ企畫廳ノ次長、調査官及副調査官ニ代ヘテ企畫院ノ次長、部長及調査官ハ正規ノ資格ヲ有セザルモ其ノ職務ニ必要ナル學識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得ルモノト爲サントス

第四 奏任文官特別任用令中改正ノ件

前記ノ企畫院理事官ハ其ノ職務ノ性質上其ノ任用ヲ普通任用ノ資格アル者ノミニ限定スベカラザル事情アルコト從前ノ企畫廳理事官ニ於ケルト同様ナルガ故ニ本件ヲ以テ奏任文官特別任用令列記ノ諸官中企畫廳理

事官ヲ削リテ企畫院理事官ヲ加ヘ該官ハ同
令所定ノ官歴アル者ノ中ヨリ高等試験委員
ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得ルモノ
ト爲サントス

第五 大正二年勅令第二百六十二號任用分限
又ハ官等ノ初級陞叙ノ規定ヲ適用セサ
ル文官ニ關スル件中改正ノ件

本勅令第二條ノ規定ニ依レバ文官任用令第
三條ノ二ニ掲グル勅任文官其ノ他特別任用
規定ノ適用ヲ受クル若干ノ高等文官ニ付テ

ハ其ノ任用ニ支障ナカラシムル爲メ高等官
官等俸給令第四條所定ノ初級官等ニ關スル
制限ヲ受ケシメザルモノトセリ前記ノ企畫
院調査官ニ付テハ此ノ規定ノ適用ヲ受ケシ
ムルノ要アルコト從前ノ企畫廳ノ調査官及
副調査官ニ於ケルト同様ナルニ由リ本件ヲ
以テ本勅令第二條列記ノ諸官中企畫廳ノ調
査官及副調査官ヲ削リテ企畫院調査官ヲ加
ヘ該官ハ初級官等ノ制限ニ受ケザルモノト
セントスルナリ

按ズルニ本案ノ企畫院官制ハ平時及戰時ニ於ケル一般重要政策ノ調査ト國家總動員計畫ノ樹立トノ連繫ヲ緊密ニシ統合セル機構ノ下一層庶政ノ改善ニ資スル所アラシムルノ必要ヲ認メ特ニ今次ノ事變ニ際シテ其ノ必要ヲ痛感シ之ガ爲メ従前ノ企畫廳及資源局ヲ合併シテ企畫院ナル一機關ヲ新設セントスルモノニシテ其ノ趣旨ニ於テ之ヲ妥當トスベク其ノ條項ニ於テモ別ニ指摘スベキ點ヲ認メズ其ノ他ノ四件ハ従前ノ企畫廳職員ノ例ヲ襲ヒ企畫

院職員ノ任用及官等ニ關シ必要ナル條規ヲ設ケントスルモノニシテ是レ亦特ニ論議スベキ點ヲ認メズ唯此ノ種ノ機關ハ各省其ノ他關係各廳ト間ニ連絡協調ヲ圓滑ニシ無用ノ重複ヲ避クルニ非ザレバ徒ニ屋上屋ヲ架スルノ弊ヲ生ズ却ニ政務ノ出滞ヲ來スル危險アルベキコトハ曩ニ本院ニ於テ内閣調査局官制ヲ審議スルニ當リ其ノ審査報告書ニ記載シ更ニ企畫廳官制ニ審議スルニ際シ反覆シタル所ノ如クニシテ今復タ本案ノ企畫院官制ノ審査ニ方リ

テハ依然同一ノ憂慮ヲ禁シ難キモノアリ乃テ
當局諸官ニ於テハ之カ運用ニ關シ最善ノ注意
ヲ拂ヒ以テ苟モ情弊ヲ生ゼシムルコトナク能
ク所期ノ效果ヲ收ムルニ遺憾ナカラシムルコ
トヲ期セザルベカラズ是レ本官等ノ三々ビ希
望ヲ表明セザルヲ得サル所ナリ仍テ審査委員
會ニ於テハ本案ノ諸件ハ總テ此ノ儘之ヲ可決
セラレ然ルベキ旨此ノ希望事項ト共ニ全會一
致ヲ以テ議決シタリ
右審査ノ結果ヲ報告ス

昭和十二年十月十六日

審査委員長

樞密院副議長

荒井賢太郎

審査委員

樞密顧問官

河合 操

樞密顧問官

有馬 良橘

樞密顧問官

原 嘉道

樞密顧問官

元田 肇

樞密顧問官

石塚 英藏

樞密顧問官

清水 澄

樞密顧問官男爵林
樞密顧問官 南

權助

弘(印)

樞密院議長男爵平沼騏一郎殿

昭和十二年十月二十日會議議案

初

企畫院調査官ノ特別任用ニ關スル件
参照添附

勅令第

號

企畫院調査官、其職務ニ必要ナル學識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ高等試験委員、銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年勅令第百九十七號ハ之ヲ廢止ス

参照

○昭和十二年勅令第百九十七號(企畫廳調查官及企畫廳副調查官ノ特別任用ニ關スル件)

企畫廳調查官及企畫廳副調查官ハ其ノ職務ニ必要ナル學識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ高等試驗委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

昭和十二年十月二十日會議議案

文官任用令中改正ノ件

參照 添附

勅令第

號

文官任用令中左ノ通改正ス

第三條ノ二中「企畫廳次長」ヲ

「企畫院次長
企畫院部長」

ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○文官任用令

大正二年
勅令第百六十二號

第一條 文官ノ任用ハ親任式ヲ以テ任スル官
及特別ノ規程ヲ設クルモノヲ除クノ外本令
ノ定ムル所ニ依ル

第二條 勅任文官ハ第五條第一項ノ資格ヲ有
シ一年以上勅任文官ノ職ニ在リタル者又ハ
奏任文官トシテ二年以上高等官三等ノ職ニ
在リタル者ヨリ之ヲ任用ス

第三條 第五條第一項ノ資格ヲ有セス二年以
上勅任文官ノ職ニ在リタル者又ハ奏任文官

トシテ二年以上高等官三等ノ職ニ在リタル
者ハ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ勅任文
官ニ任用スルコトヲ得

第三條ノニ 左ニ掲クル勅任文官ハ前二條ノ
規定ニ依ル資格ヲ有セサルモ各其ノ職務ニ
必要ナル學識技能及經驗ヲ有スル者ヨリ高
等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコト
ヲ得

企畫廳次長

海外駐訓財務官

專賣局長官

内閣印刷局長

造幣局長

專賣局長官

主計官長

主計官長

第四條 陸海軍將官ハ各其ノ部内ノ勅任文官

ニ任用スルコトヲ得

第五條 奏任又官ニ在リ資格一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

- 一 高等試験行政科試験ニ合格シタル者
- 二 高等試験外交科試験ニ合格シ二年以上外交官又ハ領事官ノ職ニ在リタル者
- 三 二年以上判事又ハ檢察ノ職ニ在リタル者

四 裁判所構成法ニ依リ判事、檢察又ハ司法官試験補タル資格ヲ有シ二年以上陸軍法務官若ハ海軍法務官、朝鮮總督府若ハ南洋廳ノ判事若ハ檢察又ハ臺灣總督府法院若ハ關東法院ノ判官若ハ檢察官ノ職ニ在リタル者

(第二項略)

一 企畫院官制

一文官任用令中改正ノ件

一 企畫院調査官ノ特別任用ニ關スル件

一 奏任文官特別任用令中改正ノ件

一 大正二年勅令第二百六十二號任用分限又ハ

官等ノ初敘陞敘ノ規定ヲ適用セサル文官ニ

關スル件中改正ノ件

右來ル二十日(永曜日)午前十時會議被相開候間
御出席相成度議長ノ命ニ依リ此段及通知候也
昭和十二年十月十六日

樞密院書記官

一 企畫院官制 參照 添附

一 文官任用令中改正ノ件 同 上

一 企畫院調査官ノ特別任用ニ關スル件 同 上

一 奏任文官特別任用令中改正ノ件 同 上

一 大正二年勅令第二百六十二號任用分限又ハ

官等ノ初敘陞敘ノ規定ヲ適用セサル文官ニ

關スル件中改正ノ件 同 上

一 右五件審査報告

右及配付候也

昭和十二年十月十六日

樞密院書記官

昭和十二年十月二十日會議議案

企畫院官制

添附

勅令第

號

企畫院官制

第一條 企畫院ハ内閣總理大臣ノ管理

ニ屬シ左ノ事務ヲ掌ル

一 平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充
運用ニ關シ案ヲ起草シ理由ヲ具ヘ
テ内閣總理大臣ニ上申スルコト

二 各省大臣ヨリ閣議ニ提出スル案件ニシテ平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充運用ニ關シ重要ナルモノノ大綱ヲ審查シ意見ヲ具ヘテ內閣總理大臣ヲ經テ內閣ニ上申スルコト

三 平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充運用ニ關スル重要事項ノ豫算ノ統

制ニ關シ意見ヲ具ヘテ內閣總理大臣ヲ經テ內閣ニ上申スルコト

四 國家重要計畫ノ決定及執行ニ

關スル事項ハ、調査ニ付、提

前項ノ職員ノ外内閣總理大臣ノ奏請	技手	屬	技師	理事官	事務官	調査官
	專任七人	專任五十七人	專任四人	專任二人	專任六人	專任十四人
	判任	判任	奏任	奏任	奏任	奏任

ニ依リ關係ハ各廳高等官ノ中ヨリ内閣
ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ得

第三條 企畫院ニ總裁官房及六部ヲ置
ク

總裁官房及各部ノ事務ノ分掌ハ内閣
總理大臣之ヲ定ム

第四條 企畫院ニ參與ヲ置キ院務ニ參

與セシム

參與ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關
係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之
ヲ命ズ

第五條 企畫院ニ特別ノ事項ヲ調査セ
シムル爲委員ヲ置フコトヲ得

委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ學

識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

委員ハ當該特別ノ事項ニ關スル調査終了シタルトキハ退任ス

第六條 總裁ハ院務ヲ統理シ所部ノ職員ヲ指揮監督シ判任官ノ進退ヲ專行ス

第七條 次長ハ總裁ヲ佐ケ院務ヲ掌理ス

第八條 部長ハ上官ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第九條 秘書官ハ總裁ノ命ヲ承ケ機密ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條 書記官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務

ヲ掌ル

第十一條 調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調

査審査及立案ヲ掌ル

第十二條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事

務ヲ掌ル

第十三條 理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ庶

務ヲ掌ル

第十四條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術

ヲ掌ル

第十五條 屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務

ヲ掌ル

第十六條 技師ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技

術ヲ掌ル

附則

本令公布の日より之ヲ施行ス

企畫廳官制及資源局官制ハ之ヲ廢止ス

参照

○企畫廳官制

昭和十二年
中令第一三三號

第一條 企畫廳ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ

左ノ事務ヲ掌ル

一 内閣總理大臣ノ命ニ依リ重要政策及其
ノ統合調整ニ關シ案ヲ起草シ理由ヲ具ヘ
テ上申スルコト

二 各省大臣ヨリ閣議ニ提出スル重要政策案
ヲ審査シ意見ヲ具ヘテ内閣ニ上申スルコ
ト

三 重要政策及其ノ統合調整ニ關シ調査ス

ルコト

四 重要政策ニ關スル豫算ノ統制ニ關シ
見ヲ具ヘテ内閣ニ上申スルコト
前項ノ事務ヲ行フニ付必要ナルトキハ企畫
廳ニ關係各廳ニ對シ資料ノ提出又ハ説明ヲ
求ムルコトヲ得

第二條 企畫廳ニ左ノ職員ヲ置ク

總裁

次長

秘書官

一人

勅任

一人

奏任

調査官

專任二十人

奏任

内五人ヲ勅任ト
爲スルコトヲ得

書記官

專任一人

奏任

副調査官

專任十五人

奏任

理事官

專任二人

奏任

屬

專任四十人

判任

總裁ハ各省大臣ノ中ヨリ之ヲ勅命ス

秘書官、企畫廳高等官ノ中ヨリ之ヲ兼キシ

第三條 前條ノ調査官、外内閣總理大臣ノ奏

請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於

テ調査官ヲ命ズルコトヲ得

第四條 企畫廳ニ常任參與ヲ置キ常時廳務ニ參與セシム

常任參與ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ各廳勅任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第五條 企畫廳ニ參與ヲ置キ廳務ニ參與セシム

參與ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ學識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

參與ハ勅任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル

者ニ付テハ本官ノ受クル待遇トス

參與ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルヲ妨ゲズ

第六條 企畫廳ニ特別ノ事項ヲ調査セシムル爲委員ヲ置クコトヲ得

委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ學識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

委員ハ當該特別ノ事項ニ關スル調査終了シタルトキハ退任ス

第七條 總裁ハ廳務ヲ統理シ所部ノ職員ヲ指

揮監督シ判任官ノ進退ヲ專行ス

第八條 次長ハ總裁ヲ佐ケ廳務ヲ掌理ス

第九條 秘書官ハ總裁ノ命ヲ承ケ機密ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條 調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査審査及立案ヲ掌ル

第十一條 書記官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十二條 副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審査及立案ヲ分掌ス

第十三條 理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十四條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

○資源局官制

昭和二十九年
三月二十九日

第一條 資源局ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ左ニ掲ケル事務ヲ掌ル

一 人的及物的資源ノ統制運用計畫ニ關スル事項ノ統轄ノ事務

二 前號ノ計畫ノ設定及遂行ニ必要ナル調査及施設ニ關スル事項ノ統轄ノ事務
三 前二號ノ統轄ノ爲ニ必要ナル事項ノ執行ノ事務

第二條 資源局ニ左ノ職員ヲ置ク

長官 勅任

事務官 專任七人 奏任内一人ヲ勅任トシテ得

統計官 專任一人 奏任

技師 專任四人 奏任

屬 專任十五人 判任

統計官補 專任二人 判任

技手 專任七人 判任

前項ノ事務官ノ外事務官二人ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ陸軍佐尉官又、海軍佐尉官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ニ補ス
前二項ノ職員ノ外内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命ズルコトニ得

第三條 資源局ニ局務ニ參與セシムル爲參與ヲ置ク

參與ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳
勅任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 長官ハ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承
ケ局務ヲ統理シ所部ノ職員ヲ指揮監督シ判
任官以下ノ進退ヲ專行ス

第五條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ局務ヲ分掌
ス

第六條 統計官ハ上官ノ命ヲ承ケ統計ヲ掌ル

第七條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第八條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第九條 統計官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ統計ニ

従事ス

第十條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事
ス

第十一條 現役ノ陸軍佐尉官又ハ海軍佐尉官

ニシテ第二條第二項ノ規定ニ依リ事務官ニ

補セラルル者ハ陸軍又ハ海軍ノ定員外ト

シ在職者ニ關スル規定ヲ適用ス

第二條第二項ノ規定ニ依リ事務官ニ補セラ

レタル者ノ俸給其ノ他ノ諸給與ハ資源局費

ヨリ之ヲ支辨ス

昭和十二年十月二十日會議議案

奏任文官特別任用令中改正ノ件

参照添附

勅令第

號

奏任文官特別任用令中左ノ通改正ス

「企畫廳理事官」ヲ「企畫院理事官」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○奏任文官特別任用令

大正九年
勅令第百六十號

左ニ掲クル奏任文官ハ五年以上判任以上ノ官
ニ在職シテ行政事務ニ従事シ判任官五級俸以
上ノ俸給ヲ受ケタル者ヨリ高等試験委員ノ銓
衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得

(中略)

企畫廳理事官

(下略)

○企畫院理事官、官等俸給案

官等 高等官四等乃至八等

俸給 年俸三千四百圓乃至千五十圓

年功ニ依リ特ニ高等官三等ニ陞級シ年

俸六百圓以内ノ加俸ヲ給スルコトヲ得

○委任文官特別任用令ニ列記セラレタル

本案類似ノ官

内閣理事官

内閣印刷局理事官

法制局理事官

昭和十二年十月二十日會議議案

大正二年勅令第二百六十二號任用分限又ハ官
等ノ初敘陞叙ノ規定ヲ適用セサル文官ニ關ス
ル件中改正ノ件

参照添附

勅令第

號

大正二年勅令第二百六十二號中左ノ通
改正ス

第二條中「企畫廳調査官、企畫廳副調査官」
ヲ「企畫院調査官」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○大正二年勅令第二百六十二號任用分
限又ハ官等ノ初級陞叙ノ規定ヲ適用
セサル文官ニ關スル件

第二條 學校長、教官、技術官其ノ他特別ノ學術
技術ヲ要スル文官、文官任用令第三條ノ二ニ
掲グル勅任文官、企画廳調査官、企画廳副調査
官、勅任外交官及勅任領事官並
大正十四年勅令第百二號ニ依リ任用セラル
外交官及領事官ニハ高等官官等俸給令第
四條ノ規定ヲ適用スル

の高等官等係給令
第四條 初メテ高等文官ニ任セラルル者官
等ハ六等以下トス

高等文官ニシテ退官シタル者再々高等文官
ニ任セラルル場合ニ於テハ其ノ官等ハ前官
ノ官等以下トス但シ前官官等在職年數二年
ヲ超エタル者ハ前官ノ官等ニ一等ヲ進ムル

コトヲ得

前官ノ官等七等以下ナルトキハ前項ノ規定
ニ拘ラス陞シテ六等官ニ至ルコトヲ得

閣甲第四九號

起案 昭和十五年三月二十六日

裁可昭和 年 月 日 施行
決定昭和十五年三月二十九日

内閣總理大臣 板垣

内閣書記官長
法制局長官

内閣書記官

外務大臣

陸軍大臣

文部大臣

逓信大臣

内務大臣

海軍大臣

農林大臣

鐵道大臣

大藏大臣

司法大臣

商工大臣

拓務大臣

對滿事務局官制制定及關東廳官制
改正ニ當リテ閣議了解事項中別紙